

令和3年度北九州市PR動画制作業務委託 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 業務名

令和3年度北九州市PR動画制作委託業務

2 契約期間

契約を締結した日から令和4年3月31日まで

3 事業に係る予算上限額

5,500,000円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 業務内容

令和3年度北九州市PR動画制作業務委託 仕様書 のとおり

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- （2）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。且つ市内企業又は準市内企業であること。
- （3）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- （1）前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- （2）不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した時
- （3）提案書に虚偽の記載をしたことが判明した時

8 実施スケジュール

- (1) 募集開始日 令和3年11月18日(木)
 - (2) 質問書の提出期限 令和3年11月25日(木) 正午まで
 - (3) 参加申込書提出期限 令和3年12月2日(木) 正午まで
 - (4) 提案書の提出期限 令和3年12月9日(木) 正午まで
 - (5) 一次審査(書面開催) 令和3年12月10日(金)～12月17日(金)
 - (6) 二次審査(プレゼンテーション) 令和3年12月24日(金)
 - (7) 委託業者決定 令和3年12月27日(月)
 - (8) 以後のスケジュールは、選定業者との協議により決定する。
初回打合せを27日(月) or 28日(火)で設定予定
- ※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

10 質問

質問がある場合は、質問書(様式1)により、「18 事業所管課」へ電子メールにて提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

- (1) 質問書の提出期限
令和3年11月25日(木) 正午まで
- (2) 質問に対する回答予定
令和3年11月26日(金)
- (3) 質問回答方法
北九州市ホームページにて回答

11 参加申出書の提出

本件に参加を希望する者は、以下のとおり参加申出書(様式2)を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

- (1) 参加申出書の提出期限
令和3年12月2日(木) 正午まで
- (2) 提出先
「18 事業所管課」と同じ
- (3) 提出方法
電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

1 2 提案書の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については、事業者の負担とする。

(1) 提出書類・部数

ア 企画提案書（様式自由）・10部

すべてA4横、上閉じを基本とし、両面10ページ程度（表紙・目次を除く）で作成すること。また、提案書にはカバー等せず、ステープル止めで提出すること。

※1部は原本（社名、代表者印入り）、9部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出。

イ 見積書（様式自由）・10部

見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を合計した金額で、詳細が分かるように記載すること。）

※1部は原本（社名、代表者印入り）、9部は社名が記載されていないものを提出。

※見積額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください。

ウ 概要書（様式3）

提案内容を一覧にまとめたものを提出すること。

(2) 企画提案書の記載内容

以下の内容について、図や表などを用いて、わかりやすく簡潔に記載すること。

ア 企画概要

(ア) 現状分析

新しい都市ブランド及び本事業の目的等をどう理解し、提案へ反映させているか（提案の方向性）を記述すること。

(イ) コンセプト

提案全体に関するコンセプトと設定理由について記述すること。

(ウ) テーマ

コンセプトを具体化する5～7つのテーマと設定理由について記述すること。

イ 企画案詳細

(ア) 動画の活用方法

目的の達成やターゲット層へのアプローチのために効果的な動画の活用方法（想定する放映媒体や放映機会、場所など）や再生時間とその設定理由を記述すること。

活用方法については、可能な限りその費用規模を記述すること。

(イ) 動画構成・内容

全体構成及び内容、各5～7作品の内容について記述すること。そのうち少なくとも1本は絵コンテを作成し資料に記載すること。

(ウ) 独自性

シナリオや編集・撮影手法の工夫等について記述すること。

- ウ 体制・実績
制作主要スタッフなどを含む体制について記述すること。また、制作可能な動画のイメージをつかむため、これまで作成した動画作品を視聴できるURLを記述すること。過去の受賞歴などあれば記述すること。
- エ スケジュール
動画リリース日までの制作スケジュールを記述すること。
- (3) 提出方法
 - ア 提出期限：令和3年12月9日（木）正午まで
※持参による提出の場合、平日の10時から17時(最終日は12時(正午))までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない。
※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。
 - イ 提出先：「18 事業所管課」と同じ
 - ウ 提出方法
 - ・郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと）
 - ・PDFデータ（メールにて提出し、上記期限必着のこと）

※必ず両方法で提出すること。いずれかが提出期限を過ぎた場合、失格とする。

13 審査

提出された企画提案書等に基づき、審査委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

- (1) 書面審査
応募が4者以上からあった場合は、書面審査を実施する。書面審査では提出書類の内容を審査し、上位3者がプレゼンテーションを実施できるものとする。選考結果については、令和3年12月20日（月）までに、参加申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。
- (2) プレゼンテーション（対面形式で開催）
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によりオンライン開催に変更する場合もあり
 - ア 日時：令和3年12月24日（金）午後
※実施時間は参加申出書提出後に通知。書面審査を実施する場合は、結果と併せて行う。
 - イ 会場：北九州市役所本庁舎 15階 15C会議室（予定）
 - ウ 参加方法：対面形式（オンライン開催の場合は、本市が準備するオンライン会議システム）
 - エ 説明者：1社3名以内とする。
 - オ 方法：プレゼンテーション20分、質疑15分（予定）
 - カ 説明資料：提出した企画提案書のほか、仮イメージ映像や実績映像を使用した説明も可能
※定められた時間内に、提案説明を終えること。
- (3) 審査基準
審査の評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ別紙「審査評価表」による。

14 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- (2) 当該提案者の順位及び点数
- (3) 受託候補者として特定されなかった提案者についてはその理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

15 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- (4) 審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）
- (5) 審査委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

16 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様。
- (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

17 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申込書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで辞退届（様式自由）の提出をすること。

18 事業所管課

北九州市広報室広報課（担当：中田、菅）

電話：582-2236

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

Mail：kouhou-kouhou@city.kitakyushu.lg.jp

19 参考

- ・「New U」ブランドサイト

<https://newu.jp/>

- ・令和3年度7月記者発表資料 7月2日（金曜日）

「地方創生のための都市ブランド」発表

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouhou/k8400427.html>